

## 国際日本文化研究センター建物等監守計画

(平成17年9月22日制定)

(趣旨)

**第1条** この計画は、人間文化研究機構固定資産取扱規則（以下「取扱規則」という。）第17条の規定に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）における土地及び建物並びにこれらの附属設備（以下「建物等」という。）の監守者の責務、監守の方法その他火災防止の措置等について、必要な事項を定める。

(資産監守者等の指定)

**第2条** 資産管理責任者（取扱規則第7条に規定する資産管理責任者をいう。以下同じ。）は、別に定めるところにより資産監守者（以下「監守者」という。）及び資産補助監守者（以下「補助監守者」という。）を指名し、その職務と責任の範囲を明確にするものとする。

(監守者等の責務)

**第3条** 監守者は、その監守区域における建物等の監守に関し、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 建物等の利用状況の点検
- (2) 火気使用の範囲及びその周辺の火災防止措置の徹底
- (3) 化学実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検
- (4) 電気及びガスの器具の管理状況の点検
- (5) 消火器具の点検
- (6) 防火用水の点検
- (7) 避雷装置の点検
- (8) 屋根及びといのき損状況の点検
- (9) 排水施設の点検
- (10) 土地の境界標識その他標識類の点検
- (11) その他監守上必要と認める事項

2 補助監守者は、監守者の指揮監督を受け、監守者の事務を補助するものとする。

(監守の方法及び報告)

**第4条** 監守者又は補助監守者は、その監守区域における建物等について定期又は随時に巡視し、第3条第1項各号に定める事務を処理しなければならない。

2 監守者又は補助監守者は、その監守区域における建物等に滅失又はき損等の異常が発生したとき若しくは発生の恐れがあると認めたときは、直ちに資産管理責任者に報告しなければならない。

(建物等の用途等の阻害に対する措置)

**第5条** 監守者及び補助監守者は、その監守区域において建物等の用途及び目的の阻害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、これを是正するため、速やかに必要な措置を講ずるとともに資産管理責任者に報告しなければならない。

(火災等の災害の予防及び災害の発生に対する措置)

**第6条** 火災等の災害から建物等の保全を図るための予防及び災害発生時の措置は、国際日本文化研究センター防災管理規程（平成2年4月1日制定）及び防火管理者が定める消防計画の定めるところによるものとする。

(建物等の秩序の保持)

**第7条** センターの建物等の使用に関し、良好な秩序を維持するための措置は、国際日本文化研究センター施設管理規程（平成17年9月22日制定）の定めるところによるものとする。

(教職員等の責務)

**第8条** センター教職員その他センターに立入る者は、常に良識をもって建物等の良好な保持及び火災等災害の発生防止に努めるとともに、監守者又は補助監守者の指示に従い、その監守に協力しなければならない。

(その他)

**第9条** この監守計画に定めるもののほか、建物等の監守に関して必要がある場合には、所長がその都度定める。

## 附 則

- 1 この監守計画は、平成17年9月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる規程等は廃止する。

国際日本文化研究センター国有財産監守規程（平成7年3月2日制定）

国際日本文化研究センター国有財産監守計画（平成7年4月1日制定）